

岩手県告示第130号

令和2年1月15日付け官報第169号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第86号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 盛岡市玉山馬場字川久保57の20、57の21、字太子堂12の2、12の5、12の6、12の8

(2) 所在が不明である通知の相手方 久保友伸、久保昌彦、佐藤菊太郎、松浦浮男、村山兼松

2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所